地域審議会委員候補者選考についての基本的な考え方

企画戦略部企画政策課

1. 委員定数

- ・委員は、各地域審議会12人以内で構成する。
- ・なお、一般委員は10人以内、公募委員は2人以内とする。
- ・ただし、各地域の人口規模の違いを考慮して12名以内において地区ごとに異なる定数と することもできる。
- ・設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2. 人 選

- ・委員は、旧来型の<u>要求・要望型の組織とならないよう</u>幅広い人選によって選ばれることが 望まれる。
- ・委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから<u>市長が任命し</u>、<u>委嘱</u>を 行うものである。したがって、各支所間のバランス及び構成を考慮し、市長が決定する。

(1)住民自治代表	(目安)	2人)
(2)農林水産業団体、商工団体に属する者	"	1人
(3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者	"	2人
(4) 教育に関係する者	"	1人 10人
(5) 社会福祉に関係する者	"	1人 〉
(6)消防・防災に関係する者	"	1人
(7) ボランティア活動に関係する者	"	1人
(8) 学識経験を有する者	"	1人
(9) その他、市長が認める者(公募委員)		2人

- ・人選にあたっては、上記の項目で、一方に偏ることがないようバランスに配慮すること。
- ・審議会では、これまでの<u>既成の概念にとらわれることなく</u>、広く十分な意見を求めること ができるよう若手の登用にも配慮すること。

3. 女性登用

- ・女性の登用を積極的に進めることが必要である。
- ・女性委員の登用率の目標は、原則として40%とする。(八代市男女共同参画計画目標値) (4/10人=40.0%~5/12人=41.6%)

4. 任 期

- ・任期は2年とし、再任は妨げない。
- ・第5期(平成25・26年度)は、委嘱日から平成27年3月31日までとする。

5. 公 募

- ・第5期においても各地域審議会2人の委員の公募を行う。
- ・公募については、別紙「第5期(平成25・26)年度 地域審議会公募委員募集要領」のとおりとする。
- ・広報の手段としては、市報(4月1日号)及び市ホームページにて行う。必要に応じケーブルテレビも活用する。
- ・応募申込書は、本庁案内所(出張所を含む)及び支所に置くものとする。

第5期(平成25-26)年度 地域審議会公募委員募集要領(案)

1. 趣 旨

旧6市町村単位に設置された6地域審議会委員の改選にあたり、それぞれの地域から広く 意見を求めるために公募委員を募集します。

2. 募集人員

各地域審議会2名以内

3. 任 期

委員の任期は委嘱の日から2年(平成27年3月31日まで)です。 なお、各旧市町村の区域に住所を有しなくなったときは、委員としての資格を失います。

4. 会議開催

年3回程度開催の予定

※会議は原則として平日昼間の開催とします。

5. 報酬

八代市条例の規定に基づき支給します。

6. 応募資格

- (1) 各地域審議会の所管する区域に住所を有している方
- (2) 平成25年4月1日現在で20歳以上の方
- (3) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の職員ではない方

7. 応募方法

「地域審議会公募委員応募申込書」に必要事項及び「地域審議会委員に応募した理由(400字以内)」をご記入のうえ、持ち込み、郵送、電子メールのいずれかにより、企画戦略部企画政策課まで提出して下さい。

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

応募申込書は、本庁(出張所を含む)、各支所に備え付けてあります。市ホームページから ダウンロードすることもできます。

8. 応募期間

平成25年4月1日(月)から平成25年4月19日(金)まで 郵送の場合は、応募メ切当日必着です。

9. 選考方法

応募いただいた書類をもとに、公募委員選考委員会において委員を選考し、市長が決定します。なお、設置区域の支所長は、必要に応じ意見を付すことができるものとします。

応募者全員に文書により選考結果を通知します。

ただし、応募に際し、重大な記入漏れがあるとき、または悪質な虚偽記載があることが判明したときは、当該応募者の応募を無効にすることができます。

10. 応募先

八代市役所 企画戦略部 企画政策課

住 所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

電 話 0965-33-4104

Eメール kikaku@city. yatsushiro. lg. jp

※持参による提出の場合は、下記の各支所に提出いただいても構いません。

11. 問い合わせ先

八代地域審議会については、	本庁企画政策課へ	電話33-4104
坂本地域審議会については、	坂本支所総務振興課へ	電話45-2211
千丁地域審議会については、	千丁支所総務振興課へ	電話46-1101
鏡 地域審議会については、	鏡支所総務振興課へ	電話 5 2 - 2 1 3 1
東陽地域審議会については、	東陽支所総務振興課へ	電話65-2111
泉地域審議会については、	泉支所総務振興課へ	電話67-2111

地域審議会公募委員応募申込書(案)

提出日 平成 年 月 日

ふりがな					
氏 名				性 別	男 • 女
生年月日	年	月	日生	※4月1日現在 年 齢	歳
住 所	〒 −		電話番号	_	_
職業及び 勤務先			電話番号		_
経 歴 これまでの職歴や 社会活動など差し 支えのない範囲で ご記入ください。					
現在、属している 団体等がある場合 は、その団体名					
応募区分 (○で囲む)	旧八代市の区域 旧 鏡 町 の 区 域		坂本村の区域 日東陽村の区域	旧千丁町旧泉村	
応募の理由	※<u>テーマ「地域審議会</u> お書き下さい。※市販の原稿用紙(1 したものでも構いま	枚400			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、今回の地域審議会公募委員の選考以外には使用 しません。

受付:		課				
<u> </u>			H/IC			
月	日	午前 午後	時	分		

テーマ:「地域審議会委員に応募した理由」

 	 ш на	. ~ , ~ , ,	, 🗅),	UICE					
							 		_

提出先及び問い合わせ先

八代市役所 企画戦略部 企画政策課 〒866-8601 八代市松江城町1-25 TEL 0965-33-4104 E-mail kikaku@city. yatsushiro. lg. jp

※持参の場合は、 各支所総務振興課へ提出 いただいても構いません。